

第10回嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

令和2年5月5日(火)

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 市主催のイベント等の対応について

緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため5月6日まで中止または延期している市主催のイベント等については、5月31日まで取り扱いを延長する。

ただし、実施時期が限定されて重要なものや法令等により実施が義務付けられているものについては、やむを得ず実施可能とするが、実施にあたっては、「三つの密(※)」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を徹底し実施する。また、市以外の団体等が主催のイベント等についても引き続き、控えて頂くよう協力要請を行う。

- (※) (1) 換気の悪い「密閉空間」
- (2) 多数が集まる「密集場所」
- (3) まじかで会話や発声をする「密接場面」

この3つの条件がそろう場所や場面がクラスター(集団)発生のリスクが高くなるため、イベントや集会で3つの「密」が重ならないように工夫する。

2. 公共施設の対応について

5月6日まで休館、貸出停止、開館時間短縮を実施している公共施設については、5月31日まで取り扱いを延長する。(資料1)

ただし、政府が、専門家会議の中間の分析により緊急事態宣言の見直しを行った場合には、期間の途中で公共施設の取り扱いについても見直しを行う。

3. 小中学校・学童保育所の対応について

嘉麻市内小中学校については、今後2週間を目途に、分散登校等などについて、県教育委員会の方針及び周辺の市町村の動向を確認しながら決定していく。

学童保育所の対応については、学校が臨時休業の間は、朝8時から対応は継続し

ていく。感染予防対策として、土曜日の利用が少ない状況を勘案し、原則的に土曜日を休館し、消毒の日にあてていく。

4. 市民の皆様への周知について

ホームページ、ケーブルテレビのほか、5月5日夕方から期間延長について防災無線にて、市民の皆様への周知を図る。

5. 特別定額給付金について(社会福祉課)

5月20日～5月21日に申請用紙の郵送を行い、5月25日から受付を行う予定。マンパワー不足であるため、後日必要人数等を調整のうえ、対策本部長名で各課に協力要請を行う。